

会員入会・会員会費規程

〔 制定 平成23年4月1日 〕
〔 最終改定 令和8年5月25日 〕

（目 的）

第1条 この規程は、公益社団法人におい・かおり環境協会（以下「本協会」という。）定款第3章の規定に基づき、会員の入会基準、入会金及び会費に関する必要な事項を定めるものである。

（会員種別）

第2条 本協会の会員種別は、定款第5条に定める正会員、公共会員、学生会員、賛助会員および名誉会員とし、それらの入会要件は以下のとおりとする。なお、正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

一 正会員 におい・かおりに関連する業に携わるか若しくはこれらの業に関心をもつ法人又は個人とする。

イ 営利法人

- (1) 消・脱臭設備(剤)、香料等の研究・開発・製造・販売を行う法人
- (2) 消・脱臭設備設計施工を行う法人
- (3) 嗅覚測定用機材器具の研究開発、製造、販売を行う法人
- (4) 嗅覚測定等の研究開発、調査、分析等を実施する法人
- (5) これらの製品等を利用する法人
- (6) におい・かおりに関心をもつ法人

ロ 公益法人 上記に準ずる業に携わっている公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人、ただし学校法人を除く)

ハ 個 人

- (1) におい・かおり関連する業に携わっている者
- (2) におい・かおりに関する研究者等
- (3) 臭気判定士
- (4) におい・かおりに関心をもつ者（所属法人又は団体が会員であっても、その役職員は個人会員として入会できるものとする）

二 公共会員 におい・かおりに関連する業務に携わる公共団体（国の機関及び地方公共団体という。）であって以下のとおりとする。

イ 第1種 都道府県庁及び指定都市の本庁

ロ 第2種 指定都市以外の市及び東京特別区の本庁

ハ 第3種 町及び村の本庁

中央省庁の地方支分部局及び研究機関等

都道府県、市、町、村及び東京特別区の出先機関

地区衛生管理組合等（第3セクターを含む）

ニ 第4種 公立及び私立学校（図書館）

三 学生会員 大学等において、におい・かおりに関連する研究等に従事するか若しくはこれらの研究等に関心をもつ学生又は生徒である個人とする。

四 賛助会員 本協会の事業目的に賛同し、事業を支援する法人、任意団体又は個人とする。

イ 法人・任意団体

ロ 個人

五 名誉会員 本協会に対し功労があった者、又は悪臭公害研究等について顕著な功績があった者で、会長が推薦し、総会の承認を得た者とする。

2 会員種別の変更は、以下の各号の場合は認めることとし、その他の変更は基本的に認めない。

一 学生会員から正会員(個人)への変更

二 正会員(個人)から名誉会員への変更

(入会基準及び手続)

第3条 入会を希望する者は、会員種別に応じて、別に定める入会申込書のいずれかを会長に提出するものとする。

2 新規入会の申込みがあった場合、公益認定法第6条に抵触しないかを確認の上、理事会において可否を決定し、会長が申込者に通知する。学生会員から正会員(個人)と変更の場合は理事会に報告する。

3 前項により入会が認められた者は、定められた日までに入会金及び会費を納入しなければならない。

4 会員への特典は、入会金及び会費の納入日をもって得られる。

5 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、総会において推薦を決定し、本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、本協会の管理する会員名簿に登録する。

2 入会者は、前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、速やかにその旨を別に定める登録事項変更届を会長に届け出なければならない。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、別に定める「個人情報保護管理規定」に則って、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取扱う。

(会員登録代表者)

第5条 法人である会員は、本協会への登録代表者を定め、これを会長に届け出なければならない。登録代表者に変更があった場合も同様とする。

(会費の納入等)

第6条 会長は当該事業年度開始2ヶ月前までに会員に継続の意思を確認するとともに、会費及び納入期限を通知する。

2 通知を受けた会員(公共会員を除く)は、当該事業年度開始1ヶ月末までに会費を納入しなければならない。

3 会員(公共会員を除く)は、当該事業年度開始日までに会費の納入又は第13条による退会の意思表示を行わなかった場合は、会員資格を継続するものとみなされる。

4 既納の会費は、当該事業年度開始以降は返還しない。ただし、年度途中で退会した営利法人会員・公益法人会員・賛助会員(法人・任意団体)については、月割りにした会費を返納する。

5 会長は、地震など自然災害等で会員が被害にあった場合には、自然災害等の規模に鑑みて会費の免除をすることができる。ただし、その場合には、会員は地方自治体が発行するり災証明書などの証明書の写しを本協会へ提出しなければならない。

(入会金)

第7条 定款第7条に定める入会金は、以下のとおりとする。

一 正会員（営利法人）	50,000円
二 正会員（公益法人）	50,000円
三 正会員（個人）	4,000円
四 賛助会員（法人・任意団体）	30,000円

2 入会した会員が会員種別を変更しても、入会金は徴収しない。

(会費)

第8条 定款第7条に定める会費は、年額とし以下のとおりとする。

一 正会員	
イ 営利法人	140,000円
ロ 公益法人	70,000円
ハ 個人	10,000円
二 公共会員	
イ 第1種	45,000円
ロ 第2種	30,000円
ハ 第3種	25,000円
ニ 第4種	20,000円
三 学生会員	4,000円
四 賛助会員	
イ 法人・任意団体	(一 口) 70,000円
ロ 個人	(一 口) 20,000円

2 年度途中の入会した正会員（営利法人）・正会員（公益法人）及び賛助会員（法人・任意団体）については、入会日に属する月より月割りにした会費（10円以下切り捨て）を納入する。

3 個人会員の永年在籍表彰受賞者の会費の納入は、表彰規程に定めるところによる。

(会員の特典)

第9条 会員は会員資格の有効期間中、次の特典を享受することができる。

- 一 本協会が刊行する機関誌の無料閲覧
- 二 本協会の出版物等への広告掲載料の割引及び会社紹介記事の無料掲載
ただし、正会員（営利法人）・正会員（公益法人）及び賛助会員（法人・任意団体）に限る。
- 三 本協会の出版物を割引料金で購入すること
- 四 本協会が主催する研修会・講習会・セミナー等に割引料金で参加すること
- 五 その他、情報提供をはじめ本協会所定のサービスを割引料金で受けること

2 本協会は、会員の特典の内容、利用の条件、規定等を会員への個別の通知を行うことなく、追加及び変更等を行うことができる。

3 追加・変更等の内容について、ホームページへの掲載等の方法により周知する。

(著作権・会員による情報の取扱い)

第10条 本協会が提供する情報の著作権等の知的財産権は、本協会に帰属するものとする。ただし、修正、改変等を伴う場合は、事前に本協会及び著作者等に書面による同意を得なければならない。

2 会員は、自己使用の範囲で複製する場合を除き、当該特典の提供を通じて取得したいかなる情報も本協会又は当該情報の権利者の書面による事前の承認なしに、第三者への提供、頒布又は使用することができない。

(会員情報の提供及びその保護)

第11条 本協会は、入会により得た会員情報を情報の取扱い規程に従って、管理運営しなければならない。

2 本協会は、法令や官公庁の要請により会員情報の提出を求められた場合には、会員の承諾を得ることなく応じることができるものとする。

(会費の使途)

第12条 入会金(第7条)及び会費(第8条)は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退会及び報告)

第13条 会員は退会理由を付し、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が会員資格を喪失した場合は、喪失した日より会員特典の利用ができなくなる。

(資格喪失)

第14条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

一 定款第9条の規定により除名された場合

二 正会員(個人)、学生会員、賛助会員(個人)及び名誉会員が死亡した場合

三 正会員(営利法人)、正会員(公益法人)、公共会員及び賛助会員(法人・任意団体)が解散又は破産した場合

四 正当な理由なく、会費納入請求書に記載された日(発行日)より6ヶ月以上会費を納入しない場合

五 総会員が、当該会員の退会に同意した場合

2 定款第9条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前2項により会員資格を喪失した場合、いかなる理由があっても既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第15条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第3条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、公益認定法第6条に抵触しないかを確認の上、理事会において再入会の可否を決定し、会長が申込者に通知する。ただし、退会の際未納の入会金及び会費があ

る場合には、当該未納分を支払ない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、再入会を認めないこととする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則（平成23年1月12日 臨時総会承認）

この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則（平成23年5月25日 定期総会承認）

この規程は、平成23年5月26日より施行する。

附則（令和6年5月28日 定期総会承認）

この規程は、令和6年5月28日より施行する。

附則（令和7年5月22日 定期総会承認）

この規程は、令和7年5月22日より施行する。

附則（令和8年5月25日 定期総会承認）

この規程は、令和8年5月25日より施行する。

年 月 日

公益社団法人 におい・かおり環境協会
会長 殿

入会申込書(個人)

入会に際しての誓約

私は、入会の上は、公益社団法人におい・かおり環境協会の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。

申込会員種別	<input type="checkbox"/> 正会員（個人）（年会費10,000円 入会金4,000円） <input type="checkbox"/> 賛助会員個人（.....） <input type="checkbox"/> （年会費20,000円（一口） 入会金0円）
フリガナ	
申込者名	印
登録現住所	〒 TEL : /FAX : E-mail :
勤務先	〒 所属先名 部署・役職名 TEL : /FAX : URL : /E-mail :
個人情報公開についての同意・不同意の確認	個人情報公開についての同意の確認 1. 機関誌等での公表とその範囲 (<input type="checkbox"/> 氏名を公表してもよい ・ <input type="checkbox"/> 勤務先を公表してもよい ・ <input type="checkbox"/> 公表不可) 2. 勤務先からの問合せがあった場合 (<input type="checkbox"/> 氏名を公表してもよい ・ <input type="checkbox"/> 会員種別を公表してもよい ・ <input type="checkbox"/> 入会日を公表してもよい・ <input type="checkbox"/> 公表不可)

【事務局使用欄】

申込書 受領日		理事会 承認日			
------------	--	------------	--	--	--

年 月 日

公益社団法人 におい・かおり環境協会
 会長 殿

入会申込書(法人)

入会に際しての誓約

私は、入会の上は、公益社団法人におい・かおり環境協会の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。

申込会員種別等	<input type="checkbox"/> 法人会員（営利法人）（年会費140,000円 入会金50,000円） <input type="checkbox"/> 法人会員（公益法人）（年会費70,000円 入会金50,000円） <input type="checkbox"/> 法人賛助会員（.....） <input type="checkbox"/> （年会費70,000円（一口）入会金30,000円）
フリガナ	
申込者名 (法人名又は団体名)	印
登録所在地	〒 TEL / FAX URL :
登録代表者名	部署・役職名 氏名(フリガナ)
事業内容 (該当箇所に○印)	A 測定機関・コンサルタント B プラントメーカー・設計・建設会社 C 脱臭装置製造・販売 D 消・脱臭材、香料製造・販売 E 機器製造・販売 F 研究機関 G 公共、公益機関 H その他 ()
担当者名 (機関誌送付先)	部署・役職名 氏名(フリガナ) 担当者連絡先 (※登録現住所(所在地)と異なる場合ご記入下さい。) 〒 TEL / FAX E-mail
請求書送付先 (※請求書の送付先が担当者と異なる場合ご記入下さい。(経理課等))	〒

【事務局使用欄】

申込書 受領日		理事会 承認日			
------------	--	------------	--	--	--

年 月 日

公益社団法人 におい・かおり環境協会
会長 殿

入会申込書(公共)

入会に際しての誓約

私は、入会の上は、公益社団法人におい・かおり環境協会の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。

申込会員種別等	<input type="checkbox"/> 第1種公共会員 (年会費45,000円 入会金0円) <input type="checkbox"/> 第2種公共会員 (年会費30,000円 入会金0円) <input type="checkbox"/> 第3種公共会員 (年会費25,000円 入会金0円) <input type="checkbox"/> 第4種公共会員 (年会費20,000円 入会金0円)
フリガナ	
申込団体名	印
登録所在地	〒 TEL / FAX URL : /E-mail
登録代表者名	部署・役職名 氏名(フリガナ)
担当者名 (機関誌送付先)	部署・役職名 氏名(フリガナ) TEL / FAX E-mail

【公共会員入会申込みについて】

※ 原則として、協会との連絡は、ご担当者様を連絡窓口とさせていただきます。

【事務局使用欄】

申込書 受領日		理事会 承認日			
------------	--	------------	--	--	--

年 月 日

公益社団法人 におい・かおり環境協会
会長 殿

入会申込書(学生)

入会に際しての誓約

私は、入会の上は、公益社団法人におい・かおり環境協会の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。

申込会員種別等	学生会員 (年会費4,000円 入会金0円)
フリガナ	
申込者名	印
登録現住所 ※機関誌はこちらに 発送します	〒 TEL E-mail / FAX
在籍学校名	所在地 〒 学校名 在籍部科名・学年等 TEL / FAX
個人情報公開に ついての同意・不 同意の確認	個人情報公開についての同意・不同意の確認 1. 機関誌等での公表とその範囲 (<input type="checkbox"/> 氏名を公表してもよい ・ <input type="checkbox"/> 所属先を公表してもよい ・ <input type="checkbox"/> 公表不可) 2. 所属先からの問合せがあった場合 (<input type="checkbox"/> 氏名を公表してもよい ・ <input type="checkbox"/> 会員種別を公表してもよい ・ <input type="checkbox"/> 入会日を公表 してもよい・ <input type="checkbox"/> 公表不可)
備 考	※学生の身分を証明する書類(学生証のコピー等)を必ず貼付して下さい。

【事務局使用欄】

申込書 受領日		理事会 承認日			
------------	--	------------	--	--	--

年 月 日

公益社団法人 におい・かおり環境協会
 会長 殿

協会登録事項変更届

登録変更区分 該当部分に○をしてください。	会員 No.	臭気判定士 No.	その他 ()
--------------------------	-----------	--------------	------------

		新	旧
法人	住所	〒	〒 【変更部分のみご記載ください】
	法人名称		
	代表者氏名		
	担当者氏名		
	部署・役職		
	TEL		
	FAX		
	E-mail		
個人・臭気判定士	所属先名称		
	部署・役職		
	住所	〒	〒
	TEL		
	FAX		
	E-mail		
	備考		

【事務局使用欄】

変更届 受日領					
------------	--	--	--	--	--

